

IV. 2008 年企業税制改革の評価

(1) 定量的評価(財政に与えた影響)

連邦財務省は 2008 年企業税制改革が財政に与えた影響についての分析結果を公表していない。企業サイドは、今後更なる企業税制改革を進める上で、2008 年企業税制改革の評価がないことを問題視している。なお、連邦財務省へのヒアリングでは、内部では効果検証を行っており、事前の推計と大きく変わった訳ではないとしている。

【関係者へのインタビュー結果】

- ・ 事後的な効果検証も実施しているが結果は公表していない。ただし、税制改正全体の効果、各項目の効果ともに事前推計値とそれほど大きな変化はないものと思料。
(連邦財務省)
- ・ 2008 年税制改正後に金融危機が発生したため、定量分析が難しい状況。(シンクタンク)
- ・ 2008 年企業税制改革に係る財務省の公式な評価がないことを問題視しており、「評価すべき」との声を上げていきたい。今後更なる企業税制改革が必要であるが、その前提として 2008 年税制改革の評価は必要。(経済団体)

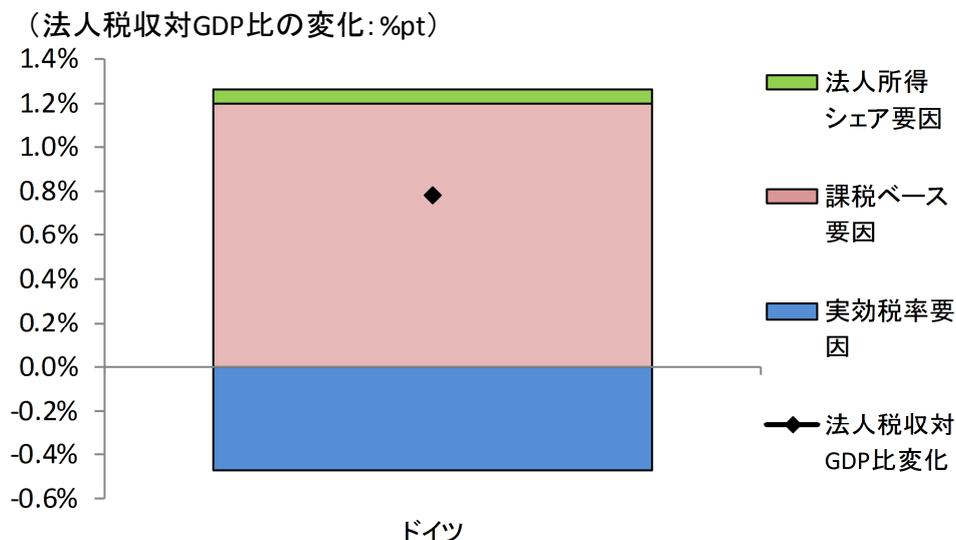
ア 税収変化の要因分解

ここでは、ドイツにおける 2008 年企業税制改革による税収変化の要因を見るために、改革前の 2004 年度から改革後直近の 2017 年度までの法人税収対 GDP 比の変化を、①実効税率要因、②課税ベース要因、③法人所得シェア要因(≒法人成り要因)の 3 つに分解した。これらを示したものが次頁の図表 60 である。

その結果、この間、法人税収の対 GDP は 0.8%pt 増大したが、実効税率要因は-0.5%pt の寄与度であった。これに対して、課税ベース要因は 1.2%pt、法人所得シェア要因は 0.1%pt の寄与度であった。

この間のドイツの企業税制改革による法人税収の対 GDP 比の変化要因として、課税ベースの拡大はプラスに作用し、実効税率の引き下げはマイナスに作用していたことが分かる。

図表 60 法人税収対 GDP 比変化の要因分解（2004 年度～2017 年度）



(注)

法人税収/GDP=法人実効税率×(法人課税所得/法人営業余剰)×(法人営業余剰/GDP)

を対数変換し、寄与度分解を行った。対数変換後の右辺第1項が「実効税率要因」、第2項が課税ベース要因、第3項が法人所得シェア要因である。法人課税所得は、法人税収を実効税率で割ることによって算出している。また、各項の合計が、2004年度から2017年度の法人税収対GDP比の変化分に一致するように、調整している。

(資料) OECD: National Accounts, Tax Database, Revenue Statistics より作成。

なお、法人所得シェア要因も、法人税収の対GDP比の上昇に寄与している。OECDによる国民経済計算統計によれば、ドイツでは「法人営業余剰/GDP」の比率は、2004年度の22.6%から2017年度には25.3%へと上昇している。他方、「家計営業余剰/GDP」の比率は、2004年度の13.4%から2017年度には12.0%へ低下している。この間の企業税制改革は、個人所得から法人所得への転換（すなわち、法人成り）を促した可能性があることが示唆される。

因みに「法人部門の被雇用者所得/GDP」の比率は、2004年度の36.7%から2017年度には36.5%へと、ほぼ不変である。

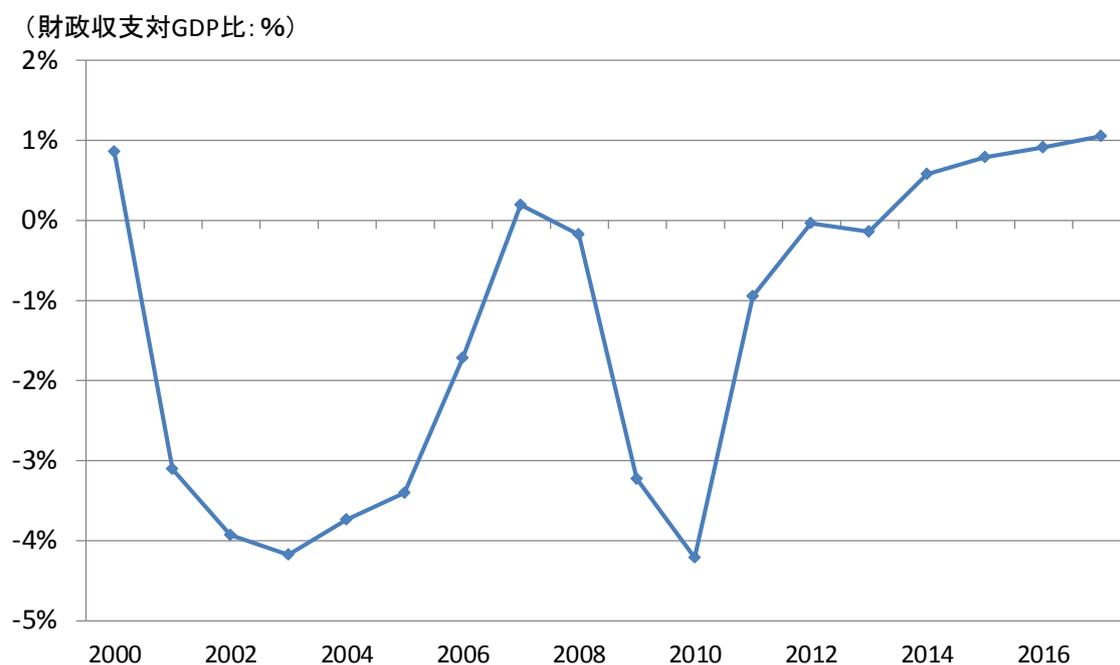
なお、ドイツのみを対象とした分析ではないが、Piotrowska and Vanborren(2008)²³では、EU諸国の法人税率の引き下げによってもEU諸国の法人税収の対GDP比にほとんど変化がないのは、法人成りが主たる要因である、と分析している。

²³ J. Piotrowska and W. Vanborren(2008), “The corporate income tax-rate-revenue paradox: Evidence in the EU”

イ 税制改革の財政収支への影響

ここでは2008年に行われた税制改革が財政収支に与えた影響を定量的に分析する。ドイツの一般政府の財政収支を示したものが図表61である。税制改革後、リーマンショックによっていったん財政収支は大きく悪化するが、2011年以降は徐々に改善し、2014年以降は財政収支が黒字化していることが分かる。

図表 61 財政収支の推移（対 GDP 比）



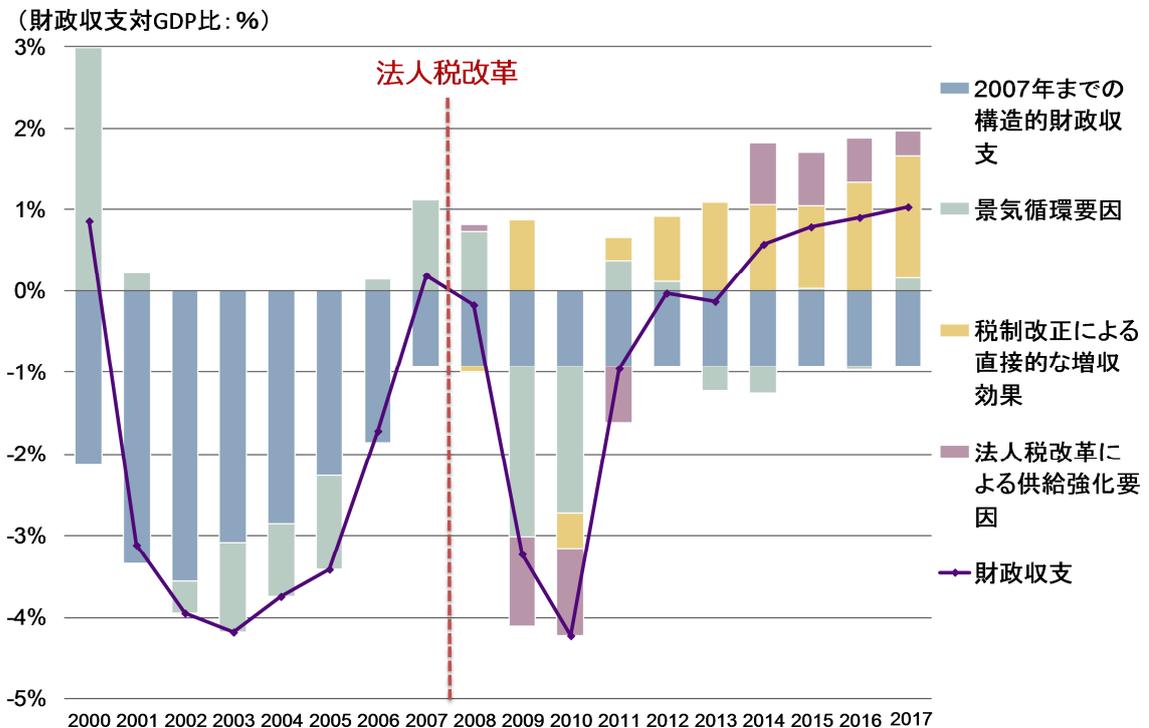
(出所) IMF “World Economic Outlook”

しかしながらこうした財政収支の改善を、すべて税制改革の効果だとみなすことはできない。なぜなら財政収支の改善には、①景気循環要因、②税制改革による供給強化要因、③税制改正による直接的な増収効果要因の3つが混在しているからである。このうち、①景気循環要因については、「循環的財政収支＝景気変動による財政収支の変動」に位置付けることが可能となる。一方で、②税制改革による供給強化要因と③税制改正による直接的な増収効果要因については、「構造的財政収支＝景気変動以外の要因による財政収支の変動」に位置付けることができる。IMF (International Monetary Fund) では、各国財政収支を循環的収支および構造的収支に分けて推計を行っており、前者は①を、後者は②と③の合計となる。③については、「歳入/GDP」は経済全体における平均負担率を表すと考えられる。そこで2008年以降における「歳入/GDP」の上昇に起因する歳入増を、③税制改正による直接的な増収効果とみなして推計を行う。構造的財政収支から③を差し引けば、②を算出す

ることができる。

財政収支の要因分解結果を示したものが図表 62 である。図表 62 をみると税制改革以降、リーマンショックの影響によって財政収支が大きく悪化しているが、その大半は景気循環要因であることが分かる。しかし景気循環による財政収支の赤字は徐々に小さくなっており、直近ではほぼゼロになっている。一方で、法人税改革による供給強化要因は、2014 年以降では財政収支を対 GDP 比で平均 0.6%ほどプラスに改善させる効果を有している。また、税制改正による直接的な増収効果は、2011 年以降財政収支をプラスに改善させており、足元では対 GDP 比で 1.5%程度の効果を有していることが分かる。

図表 62 財政収支の要因分解（対 GDP 比）



(2) 定性的評価

ア ドイツの企業立地の魅力向上

企業サイド、自治体サイドの双方とも、2008 年の企業税制改革はドイツの企業立地の魅力向上につながったものと評価している。ただし、企業サイドからは、税率引き下げと併せて行われた課税ベースの拡大、特に外形要素の拡大は企業負担の増加に繋がり、望ましいものではないと考えている。また、企業サイドとしては、2008 年以降、各国の法人税率引き下げ競争は更に激化しており、更なる改革の必要性があるものと考えている。

【経済界へのインタビュー結果】

- ・ 法人税率が引き下げられたことは評価しており、ドイツの法人税率は国際的に見て中程度となった。**(経済団体)**
- ・ 2008年改革によりドイツ企業の状況は良くなったが、その後の国際的な状況変化等により更なる改革(=減税)が必要。**(経済団体)**
- ・ 法人税率が25%から15%へ下がったことは特にポジティブな評価だが、課税ベースが拡大されたことについてはネガティブな評価。**(経済団体)**

イ 自治体財政の安定化

2008年企業税制改革によって外形要素が拡大されたが、それによって市町村財政の安定化につながったと自治体サイドは評価している。2008年企業税制改革直後にリーマンショックが発生し、自治体の営業税収も大きく落ち込んだが、仮に改革がなされていなければこの落ち込みは更に大きなものであったと考えられている。

【自治体へのインタビュー結果】

- ・ 市町村財政の安定化に関しては、実績値を見る限り効果があった。**(州政府)**
- ・ 営業税改革による外形部分の拡大は、市町村財政の安定化につながっており、成功と言える。**(州政府)**
- ・ もし2008年企業税制改革がなければ、2010年の営業税収の落ち込みは更に大きなものとなっていただろう。**(市町村)**

(3) 我が国への示唆

ドイツにおける2008年企業税制改革については、政府・企業の双方から、「企業がドイツに立地することの魅力を高めた。ドイツの競争力強化につながった。」という点では、ほぼ一致している。ただし、その根拠として、定量的な分析がなされているわけではない。連邦財務省では、事後的な検証を行ってはいないものの推計結果は非公表であり、方法論的にも、各改革項目別の増減収額の推計は、他の要因に変化が生じないことを前提としたマイクロシミュレーションに依っている。

2008年に発生したリーマンショックの影響により一時的に経済、税収とも落ち込んだものの、その後の力強い経済回復により、ドイツのGDP、法人税収が2008年企業税制改革前を上回り、さらに増大傾向にあることを、現地調査で訪問した各機関とも、2008年企業税制改革の評価の根拠としていた。ただし、この回復が景気変動という循環的要因によるものなのか、企業税制改革により供給面が強化された構造的要因によるものなのかは、明確

ではない。

限られたデータにより試みた本章での推計結果によれば、2008年企業税制改革により引き下げられた法人実効税率は、法人税収の対GDP比にはマイナスに寄与するが、課税ベースの拡大や、法人所得シェアの向上は、法人税率引き下げのマイナスの効果を補って余りあることが示されている。また、対GDP比で見た財政収支の要因分解においても、「法人税改革による供給強化要因」は、足元では財政収支をプラスに改善する効果も示されている。

これらを考慮に入れると、ドイツの2008年の企業税制改革は、これまでのところ、企業サイドにとっても財政面にとってもプラスに作用した、とすることができる。ただし、この企業税制改革は、法人税率の引き下げによる税収へのマイナスの影響を埋め合わせるために、課税ベースの拡大を行っており、必ずしも法人の税負担の減少だけを意味しているわけではない。特に、課税ベースの拡大における外形要素の拡大については、企業の負担感・抵抗感が強く、我が国でも今後の企業税制改革を行っていくうえでの懸念材料になることが想定される。

なお、2008年の企業税制改革から10年が経過した現在、近隣諸国での法人税率の引き下げ競争がさらに進展したことにより、ドイツの企業サイドでは、再び企業税制改革（法人税率の引き下げ）を求める声が強くなっている。企業サイドとしては、法人減税による政府税収の落ち込みをカバーする提案が必要なことも理解しており、例えば、市場経済財団やドイツ産業連盟では「営業税の廃止と、代替財源として所得税での配分率の引き上げ」等の提案を行ったことがある。

ただし、ドイツの市町村では、租税負担と行政サービスの水準の組み合わせを提示し、企業誘致を図ろうとする考えが強い。そのため、単に歳入（税収）を確保できれば良い、という考え方を持っておらず、課税自主権（営業税における乗率の決定権）の確保を通じた地方自治を模索する傾向が強い。この点は、我が国の地方政府、市町村が財源保障を求めがちである点とは、様相を異にする。地方自治を可能にする地方税財政制度、そしてその制度下で競争を通じた企業誘致活動が行われている点は、我が国にとっても参考になるのではないかと。